三、勤続一年ヲ増ス毎ニ日給ノ二日分ヲ支給
但シ日給額ニ対シテハ六ヶ月ノ平均日給ヲ以テ之ヲ定ム
其ノ他ノ事項ハ協同ニテ定メ一般ノ支給ナシ。

(四)福島県製糸工場、（二・二七・一・三二）
所在地、福島県伊達郡梁川町大字梁川
従業員数、男十五名 女七〇名 計八十五名
参加者 右全部
争議経過
現経営者ガ前経営者ヨリ事業ヲ継承ノ際職工ニ未払賃金アリ之ヲ継承者ニ於テ支払ハザリシヲ以テ支払ヲ要求シ居タリシガ財界ノ不況ニ際シ之ガ経営ノ困難ヲ来シ二月廿七日工場ヲ閉鎖シ従業員ニ解雇ヲ申渡シ休業中ノ給料ヲ職工ニ対シ不

払賃金ノ支払ヲ受ケントシ紛糾ナル（一・七・十・一）未払賃金ノ全部支払ヲ要求シテ同盟罷業ヲナシタリ
争議ハ関係者同業者阿部伝助ガ日々調停ニ努力シ一時解決ヲ見タルモ労働者側ハ之ヲ煽動ニヨリ再ビ罷業ヲ継続シツツアリ当工場ヲ訪問シ説得シタル労働党員ガ盛ニ煽動ヲ煽動組合セントシタル党員職工十人名ハ検束サレタルノ状況ナリシガ三月一日工場主ハ未払賃金一千円ヲ職工ニ交付シ全員二十名ハ翌三日職工ハ櫻陽製糸工場ニ転勤
解決セリ。

(五)大阪府株式会社工場（三・一・三・三）
所在地、大阪府泉南郡西信達村大字岡田、
従業員数、男二〇〇名 女一、一三〇名 計一、三三〇名

財團法人 協調會